

## 佐賀県規則第27号

佐賀県砂防法施行条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県砂防法施行条例施行規則（平成15年佐賀県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(身分証明書)</p> <p><b>第13条</b> 条例第23条に規定する身分を示す証明書は、<u>身分証明書</u> <u>(様式第12号)</u>とする。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p><b>第13条</b> 条例第23条に規定する身分を示す証明書は、<u>国土交通省の</u> <u>所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身</u> <u>分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年国土交通省</u> <u>令第68号）の別記様式により作成するものとする。</u></p>

様式第12号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。